

意思能力を欠いた一人株主による株主総会書面決議の有効性

【文献種別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 令和6年9月27日
【事件番号】 令和5年（ワ）第70181号
【事件名】 株主総会決議不存在確認等請求事件
【裁判結果】 認容
【参照法令】 会社法319条1項・831条1項1号
【掲載誌】 判例集未登載
◆ LEX/DB 文献番号 25615825

国土館大学教授 満井美江

事実の概要

不動産賃貸等を目的とする取締役会非設置会社のY社（被告）では、その発行済株式全てをd（昭和18年生まれ）が亡夫eから相続して保有している。dの子であるbは平成25年1月17日に、dの養子であるX（原告）は平成26年5月29日に、Y社の取締役就任した。令和3年3月10日、Xとbとの互選により、XはY社の代表取締役就任した。dは令和3年5月24日に軽度認知障害、同年12月17日にアルツハイマー型認知症と診断された。令和4年2月以降、dはXとbとの間で転居を繰り返し、同年12月24日に「Xに連れ去られた」と警察署に通報して一時保護施設に入所した。区役所は、bのdに対する身体的虐待と、Xのdに対する心理的虐待を認定した。令和5年10月、dについて成年後見開始審判がされた。

Y社では、代表取締役の互選規定を取締役各自代表取締役に変更する定款変更をdが提案し、これにつきdが書面により同意の意思表示をした旨の令和4年7月13日付け提案書兼同意書（以下、「令和4年提案書兼回答書」という）が作成された。同日付けの書面決議による臨時株主総会議事録には、dの提案及び同意により、会社法319条1項に基づき、決議（以下、「令和4年決議」という）があったとみなされた旨が記載され、bに代表権が付与された旨の登記がされた。

bは令和5年1月8日、Xを取締役から解任

し、bの妻であるcを取締役に選任する旨提案書を作成し、これにつきdが書面により同意の意思表示をした旨の同月16日付け同意書が作成された。同月25日付けの書面決議による臨時株主総会議事録には、bの提案及び株主全員の同意により、会社法319条1項に基づき、決議（以下、「令和5年決議」という）があったとみなされた旨が記載され、同決議に沿った登記がされた。

Xは、令和5年4月15日、令和4年決議はdが同意してされたものではなく不存在であると主張して同決議の不存在の確認と、令和5年決議はdが同意してされたものではないことなどを理由に会社法831条1項1号の取消事由に該当すると主張して同決議の取消しを求めて提訴した。

判決の要旨**1 令和4年決議の不存在に対する判断**

裁判所は、dの認知機能検査結果等を検討し、令和4年提案書兼回答書作成時、dの認知症の程度は相当進行していたとし、以下の通り判示した。「……dは、eの相続により、Y社の発行済株式全てを有している者ではあるものの、Y社の経営に関与したことはなかったこと（弁論の全趣旨）からすると、dは、令和4年提案書兼同意書作成当時、bに代表権を付与することとなる本件定款変更の意味内容を理解して、その法的効果に相応する意思を形成し、その提案及び同意をする意思能力を欠いていたと認められる。」「したがっ

て、令和4年決議にかかるdによる提案及び同意の意思表示は無効であり、令和4年決議は不存在であると認められる。」

2 令和5年決議取消事由に対する判断

「令和5年決議は、いわゆる書面決議であるところ、書面決議は、本来会議を経た上で決議することを要する場合に、議事の省略を認めるに過ぎないものであるから、Y社の取締役であるXに無断でされたbによる令和5年提案書によるdに対する提案は、Y社の定款15条において、株主総会は、取締役の過半数による決定により代表取締役が招集するものとされている……にもかかわらず、取締役の過半数による決定を経ないで、かつ、……令和4年決議は不存在であり、bはY社の代表権を付与されないから、Y社の代表取締役ではない者が、株主総会を招集するものであって、bによる招集手続は、上記定款に違反する。」
「したがって、令和5年決議は、その招集の手続が定款に違反するものであって、会社法831条1項1号に該当し、取り消されるべきものである……。」

「……dの……障害の程度に加え、dは、Y社の経営に参与したことはなかったことからすると、dは、令和5年同意書作成当時、Xを取締役から解任すること及びcを取締役に選任することの意味内容を理解して、その法的効果に相応する意思を形成し、同意をする意思能力を欠いていたと認められる。」
「したがって、令和5年決議にかかるdによる同意の意思表示は無効であり、令和5年決議は、その要件（会社法341条）を充足していない状態でされたものであって、その決議の方法が法令に違反するものであり、会社法831条1項1号に該当し、取り消されるべきものである……。」

判例の解説

一 本判決の意義

判断能力の低下が疑われた株主に起因して、株主総会決議の瑕疵が問われることがある。株主の意思能力を欠くとして、いずれも提訴日が決議日から3か月以内であったと推察される決議の瑕疵を認めた近時の裁判例としては、①意思能力を

欠く出席及び議決権行使の委任により総会定足数不足の法令違反があるとして決議取消事由を認めた東京地判令6・9・27LEX/DB25615826、②①裁判例と同様の決議取消事由を認めた東京地判令5・4・28LEX/DB25596678、③意思能力を欠く株主（持分割合1/2）の総会招集手続省略の同意は効力を有しないことから法律上の意義における株主総会ということはできず、決議不存在とした東京地判平29・1・30LEX/DB25537270がある。

本判決は、意思能力を欠いた一人株主に起因して、①株主総会書面決議にかかる同株主の提案・同意の意思表示は無効であるから決議不存在とし、後続の株主総会書面決議について、②-1①の決議不存在により株主総会招集手続の定款違反があり、また、②-2同株主の決議にかかる同意の意思表示の無効という決議方法の法令違反があるため、会社法831条1項1号に該当する取消事由があったとした。株主の意思表示が意思能力を欠くため無効であるとして、決議不存在としつつ、後続の総会書面決議に定款・法令違反による決議取消事由も認めた特徴がある。書面決議は、かねてより株主数が限られている株式会社において実務上広く用いられている¹⁾が、会社法319条に基づく書面決議において株主の意思能力の欠缺による瑕疵が争われた公判裁判例はあまりみられないことや、高齢化により大株主の判断能力が低下し、その行為が問題となる事案の増加が懸念されている²⁾ことから、事例判断ながら実務上の参考にもなる。

二 意思能力を有しない意思表示の無効

平成29年改正で新設された民法3条の2は、法律行為者が意思表示時に意思能力を有しなかったとき、その法律行為は無効と定める。同条は「法律行為」が無効となると定めているが、意思表示の時点で意思能力の存否が判断されるので、「意思表示」が無効となると定める方が簡明であるものの、制限行為能力に関する規定にあわせるため、「法律行為」の効果として規定した旨の指摘がある³⁾。意思能力の存否の判断基準は、問題となる法律行為の意味を理解し、その結果を認識する能力の有無であるとされ、裁判例の多数はその能力の有無を具体的に判断している⁴⁾。無効を主張できる者については以前から、①意思能力がなければ

ば法律行為が存在しないので、誰でも主張できるとする伝統的通説（絶対的無効説）と、②意思無能力者保護の考え方から意思無能力者側のみが主張できるとする現在の通説（相対的無効説）があったが、改正では明文化が見送られ、解釈に委ねられている⁵⁾。

三 議決権行使・総会招集手続省略の同意への民法の適用

議決権行使について学説では、「議決権の行使は議案に対する株主の意見の表明であって、それが直ちに意思表示と認め得るか否かは疑問であるとしても、少なくともこれに準じてかんがえることができ、意思表示に関する民法の一般原則に服するものと解せられる。」とされている⁶⁾。裁判例でも同様に、「厳密な意味で意思表示に当たるかどうかはともかくとして、意思表示に準じて考えるべきであって、議決権行使の有効性の判断について意思表示や代理等の民法の原則の適用を一般的に排除する理由はない」としているものがみられる⁷⁾。無効を主張できる者について、裁判例では特段扱われておらず、直截に「意思能力を欠いていたことから議決権行使・同意は無効」とされていることからすれば、明確ではないものの絶対的無効説に類似する見解を採っているようにも解される。

前述の裁判例①～③では、議決権行使・総会招集手続省略の同意への民法の一般原則の適用について言及はないが、いずれも株主が意思能力を欠いていたことから議決権行使・同意は無効である旨を判示しており、上記学説・裁判例と同様に、実質的に民法の原則に服するとしているようである。

四 本判決の検討

1 令和4年決議の不存在に対する判断

本判決はdについて、令和4年提案書兼回答書作成時、認知機能検査結果と経営に関与したことがないことから、定款変更の意味内容を理解して法的効果に相応する意思を形成し、提案・同意する意思能力を欠いていたと認定し、令和4年決議にかかる提案・同意の意思表示は無効であるから、令和4年決議を不存在とした⁸⁾。問題となる法律行為の意味を理解・認識する能力の有無か

ら意思能力の欠如を認定しており、従来の裁判例⁹⁾に倣うものである。前述の裁判例①～③と同様、株主の提案・同意への民法の一般原則の適用に関する言及はないものの、実質的に民法の原則を適用しており、また、Xが原告であることを特段問題にしていないことからすれば、絶対的無効説に類似する見解を採っているといえそうである。

なお令和4年決議は、dの同意の意思表示無効により会社法319条1項の要件「株主全員の同意」を欠き、いわゆる評価上の決議不存在と捉え得るが、提訴期間内で取消しが主張された場合、本判決は令和5年決議に同意の無効に起因した取消事由を認めており、同主張は妨げられないように思われる。

2 令和5年決議取消事由に対する判断

令和5年決議は、令和4年決議の不存在からbに代表権は付与されないところ、取締役Xに無断で代表権のないbの提案により書面決議で行われた決議であった。この書面決議は、総会を招集することなく、直接社員に決議案を示し、それに総社員の書面による同意の意思表示を得ることにより決議の成立を認める方法として平成14年改正前有限会社法42条2項に定められた決議方法である¹⁰⁾。同条3項は、その決議に社員総会に関する規定¹¹⁾を準用するとしており、総会の招集権者は取締役であること（同法35条）、招集には取締役の過半数の決議を要すること（同法36条ノ2）¹²⁾の定めが準用されると解されていた。

会社法319条の定める書面決議は、①取締役または株主が提案し、②提案された決議事項につき株主全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことが要件となっている。①の提案者となり得る取締役が代表権が必要であるのか、各取締役が提案者となり得るのか、提案には取締役過半数決議を要するのかが法文上明らかでない。学説では、取締役会非設置会社では、取締役が提案でき、取締役が2人以上の場合は提案に取締役過半数決定を要する（同法348条2項）とする見解があるが¹³⁾、会社法立案担当者は、取締役会決議も含めて省略可能としており¹⁴⁾、議論は明確でないところがある。

本判決は、令和5年決議はいわゆる書面決議であるとしたうえで、bによるdに対する提案は取

締役の過半数決定を経ないで（取消事由①）、かつ、令和4年決議の不存在により代表権のない取締役による株主総会招集は（取消事由②）¹⁵⁾、Y社定款15条の定めにおける招集手続に違反するものであるので、取り消されるべきというものである。取消事由①については、会社法319条は法文上、提案者に代表取締役であることや提案に取締役過半数決議を要することとはしていないので、上記立案担当者の見解に立てば、bによる書面決議の提案には瑕疵が認められないことになる。一方、(旧)有限会社法の定める書面決議の制度・趣旨や上記学説をふまえ、Y社定款が株主総会の招集に取締役過半数の決定を定めていることを考慮すると、代表権のないbの提案は瑕疵連鎖とならないが、取締役過半数決議のない提案には瑕疵があると解し得るので、本判決の取消事由①は首肯される。取消事由②については、書面決議は総会開催自体の省略であり招集手続は不要であること¹⁶⁾、本判決ではY社定款に書面決議手続の定めがありそれに違反しているとは認定されていないことから、招集手続の定款違反は認められないように思われる。

なお、本判決は、令和4年決議と同様に令和5年決議についても、dの同意の意思表示を無効とした。この点に異論はない。取消事由となる法令違反は、同意の意思表示の無効により会社法319条の上記要件②の欠如とすることが考えられるが、本判決は同法341条の決議要件の不充足としている。

●—注

- 1) 内田修平「I 株主総会の書面決議に係る提案事項の決定手続」商事2208号（2019年）59頁。
- 2) 仲卓真「大株主の判断能力が低下した場合における意思能力の存否に関する裁判例の分析」商事2374号（2024年）4頁。同論文では成年後見制度の利用が提案されている。同制度では、経営判断に関わる決議事項の議決権行使について、後見人の財産管理権に含まれるのか、特に会社内部に対立がある場合に第三者である職業的後見人が株主のために最善の議決権行使ができるのか、かならずしも自明でない点に注意を要する。本人の信頼により委任される任意後見人制度の場合は、任意後見契約の代理権目録に議決権行使を明記することにより、行使することが可能である。
- 3) 山野目章夫編『新注釈民法(1) 総則(1)』（有斐閣、2023年）391頁〔山本敬三〕。

- 4) 山野目・前掲注3）381頁〔山本〕。
- 5) 山野目・前掲注3）395頁〔山本〕。
- 6) 大隅健一郎＝今井宏『会社法論 中巻〔第3版〕』（有斐閣、1992年）53頁。
- 7) 東京高判令元・10・17金判1582号30頁、神戸地決令3・11・262021WLJPCA11266015、神戸地決令3・11・222021WLJPCA11266006。
- 8) 判決文中に会社法830条は明示されていないが、同条に基づく決議不存在確認請求である。このように判決文中に同条が明示されていない決議不存在確認裁判例は、散見される。
- 9) 仲・前掲注2）17頁。
- 10) その立法趣旨は、有限会社の社員は比較的少人数で、お互いに密接な関係にあるのが常態であり、会社の意思決定を常に社員総会開催とすることは不相当であるとの考え方から、各社員の書面による意思表示のみによって簡易迅速に会社意思決定ができ、総会招集に要する時間・費用及び労力を節約することができる、というものである。上柳克郎ほか編『新版 注釈会社法(14)』（有斐閣、1990年）323～324頁〔内海健一〕。
- 11) 社員総会に関する規定の範囲は明確でないが、書面による決議の性格上、主として決議に関する規定等の規定が準用されるべきであり、議事に関する規定（同法37条・38条・38条ノ3・38条ノ4）は準用の余地がないとされている。上柳・前掲注10）328頁〔内海〕、江頭憲治郎『株式会社・有限会社法〔第2版〕』（有斐閣、2002年）281頁。
- 12) 同条が設けられた目的は、取締役間に会社支配をめぐる対立が生じた際に、これらの取締役が同時に別個の社員総会を招集して混乱が生じることを防ぐことにありとされる。これに違反して取締役が取締役過半数決議を経ずに社員総会を招集した場合には、取消事由が生じることになるとされている。上柳・前掲注10）286頁・294頁〔前田重行〕。
- 13) 岩原紳作編『会社法コンメンタール7』（商事法務、2013年）312頁〔前田重行〕。
- 14) 相澤哲ほか編著『論点解説 新・会社法』（商事法務、2006年）487頁図表5-2。
- 15) 先行決議の瑕疵が後行決議にも影響を及ぼすことを瑕疵連鎖といい、最判平2・4・17民集44巻3号526頁は、先行決議で選任された取締役によって株主総会が招集され、後行決議がされた事案について、先行決議が存在しなれば、後行決議は全員出席総会など特段の事情がない限り、法律上存在しないとする。本事案では、意思能力を欠いたdの同意は別として、令和5年決議が書面決議ではなく、bの招集による株主総会決議であった場合、代表権のないbによる招集に定款違反があるとして取消事由を認める瑕疵連鎖は考えられそうである。
- 16) 内田・前掲注1）59頁。